

成年後見制度の最近の動き ～ 後見制度支援信託を中心に～



かーくん

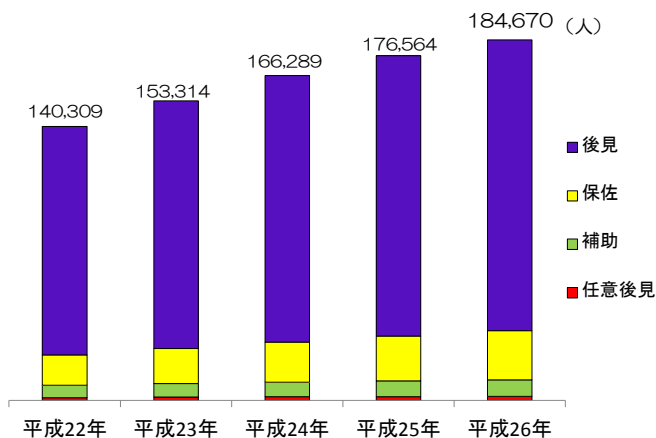
1 成年後見制度とは？

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「本人」といいます。）について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

一旦制度の利用を開始すると、本人が病気などから回復して判断能力を取り戻すか、お亡くなりになるまで、成年後見人等による支援が続きます。

2 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用者数



高齢化社会の進展に伴って、成年後見制度の利用者数は年々増加しています。

選任された成年後見人等は家庭裁判所の監督を受けることになるため、家庭裁判所では、本人の財産を適切に管理・保護するために様々な取組を行っています。

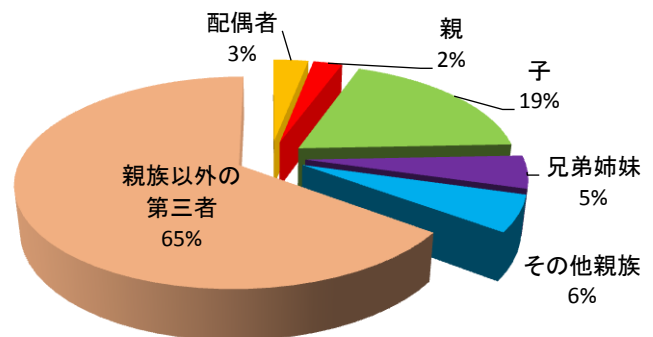
※ 各年の12月末日時点の利用者数です。

3 成年後見人等の選任状況

成年後見人等は、家庭裁判所が最も適任だと考える方を選任します。

本人が必要とする支援の内容などによっては、親族以外の方を選任することもあります。また、親族の方が成年後見人等として適任であるものの、本人に一定額以上の財産がある場合には、**後見制度支援信託**の利用を検討することが一般的です。

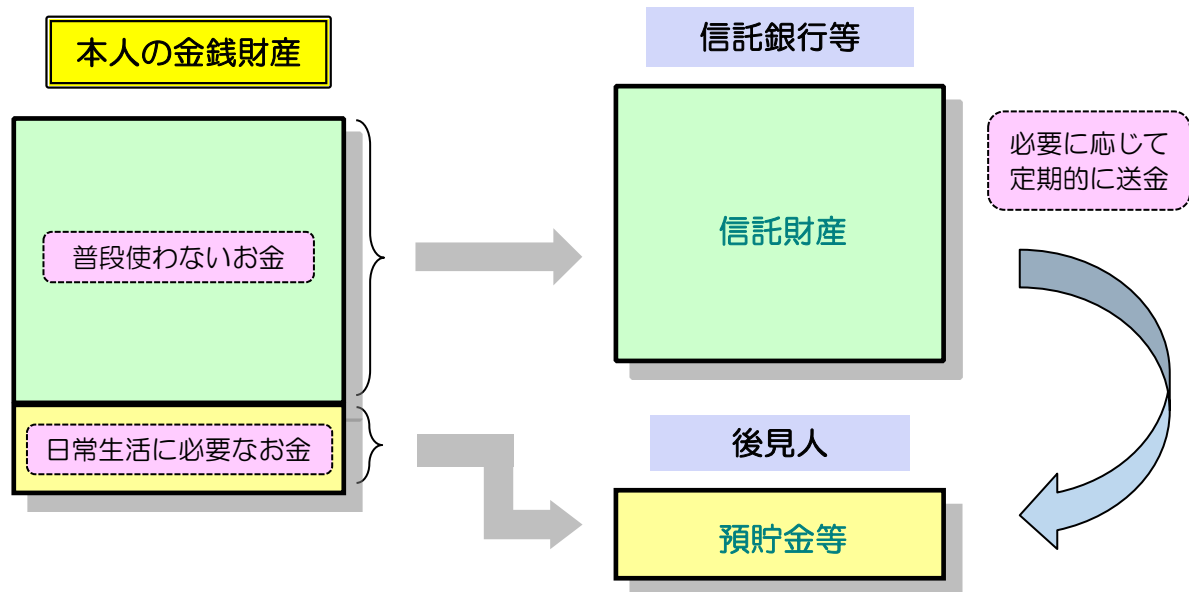
成年後見人等と本人との関係



※ 平成26年の選任状況です。

4 後見制度支援信託とは？

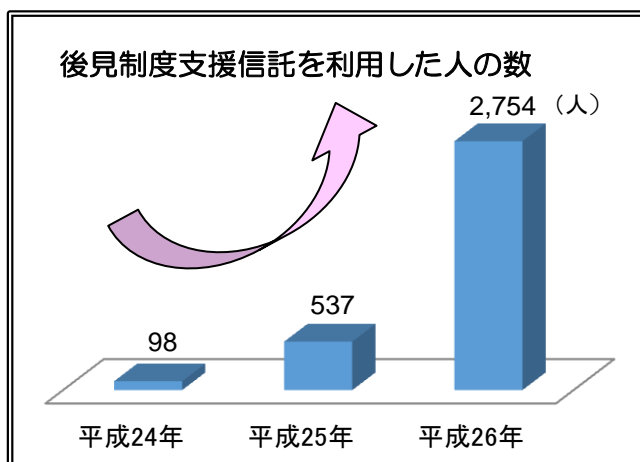
後見制度支援信託は、本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みです。



信託契約の内容は、専門職の意見を聞いた上で家庭裁判所が判断します。月々の収支が赤字の場合には、不足分が定期的に補充されるように設定することができますし、臨時でお金が必要になった場合には、家庭裁判所が発行する文書を得て必要な額を払い戻すこともできます。



5 後見制度支援信託の利用状況



後見制度支援信託は平成24年2月に導入され、利用する人の数は年を追うごとに大きく増加しています。

家庭裁判所では、本人の財産を適切に管理・保護するため、後見制度支援信託の利用を積極的に進めています。

※ 後見制度支援信託は、『後見』と『未成年後見』の利用者のみ利用することができます。

6 後見制度支援信託のメリット

① 透明性の高い安全な管理が可能になります

解約や払戻しには家庭裁判所が関与することになるため、ほかの関係者から見てもわかりやすく適正で安全な管理が可能になります。

② 財産管理の負担が軽くなります

後見人が手元で管理する財産が限定されるため、財産管理の負担が軽くなります。

③ 家庭裁判所への報告の負担が軽くなります

後見人は、信託した財産については信託銀行等から定期的に送付される報告書をそのまま利用することができるため、家庭裁判所への報告の負担が軽くなります。

7 成年後見人等の責任

成年後見人等は、本人の利益のために、本人の財産を適切に管理する義務を負っています。管理している財産を自分のために使ったり、親族に贈与したりすることは、原則として認められず、場合によっては刑事責任を問われることもあります。

家庭裁判所では、たとえ成年後見人等が本人の親族である場合であっても、

あくまでも他人の財産を預かって管理している

という意識を持って後見事務に取り組んでいただくようお願いしています。

また、多くの家庭裁判所では、毎年決まった時期に自主的に本人の状況を報告していただくよう成年後見人等をお願いしています。



裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>)

- パンフレット「成年後見制度－詳しく知っていただくために－」
(<http://www.courts.go.jp/about/pamphlet/>)
- 成年後見関係事件の概況
(<http://www.courts.go.jp/about/siryo/kouken/>)
- 成年後見制度に関する動画配信ページ
(http://www.courts.go.jp/video/seinen_kouken_video/)